

令和5年度答申第17号
令和5年7月18日

諮問番号 令和5年度諮問第13号（令和5年6月27日諮問）
審査庁 国土交通大臣
事件名 行政文書開示決定取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求のうち行政文書開示決定取消処分の取消しを求める部分は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）に基づき、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、行政文書の開示を請求したところ、処分庁は、特定した行政文書の全部を開示する旨の決定（以下「本件全部開示決定」という。）をしたが、その後、職権で本件全部開示決定を取り消す処分（以下「本件取消処分」という。）をするとともに、当該行政文書の一部を開示する旨の決定（以下「本件一部開示決定」という。）をしたことから、審査請求人が本件取消処分及び本件一部開示決定を不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

（1）開示請求

情報公開法3条は、何人も、この法律の定めるところにより、行政機関

の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができると規定し、情報公開法4条1項は、開示請求は、所定の事項を記載した書面を行政機関の長に提出してしなければならない旨規定する。

(2) 開示請求に対する措置

情報公開法9条1項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならないと規定し、同条2項は、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと規定する。

(3) 情報公開・個人情報保護審査会への諮問

情報公開法18条1項は、情報公開法9条各項の決定（以下「開示決定等」という。）に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2章第4節（行政不服審査会等への諮問）等の規定は適用しない旨規定し、情報公開法19条1項は、開示決定等について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、審査請求が不適法であり、却下する場合等を除き、情報公開・個人情報保護審査会（以下「情報公開審査会」という。）に諮問しなければならない旨規定する。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成27年5月18日、処分庁に対し、請求する行政文書の名称等を「Aを決裁した文書一式」とする行政文書の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

（行政文書開示請求書）

- (2) 処分庁は、本件開示請求を受けて、「A決裁資料一式」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、平成27年6月17日付けで、審査請求人に対し、その全部を開示する旨の決定（本件全部開示決定）をした。

（行政文書開示決定通知書（平成27年6月17日付け））

- (3) 処分庁は、平成31年1月22日付けで、審査請求人に対し、本件全部開示決定を取り消し、本件対象文書のうち別添の一覧表（以下「本件一覧表」という。）に不開示情報が含まれるとして、当該部分を不開示とする

開示決定をした。

(行政文書開示決定通知書(平成31年1月22日付け))

- (4) 審査請求人は、平成31年3月18日、審査庁に対し、上記(3)の決定を不服として審査請求をした。これを受け、審査庁は、情報公開審査会に諮問したところ、情報公開審査会は、令和2年1月17日付けで、上記(3)の決定は、本件全部開示決定を審査請求人に不利益に変更するもので、聴聞手続を行うべきであるのにそれを行っておらず、行政手続法(平成5年法律第88号)13条1項の規定に反する違法なものであり、取り消すべきである旨の答申(以下「本件答申1」という。)をした。

(審査請求書(平成31年3月14日付け)、令和元年度(行情)答申第437号)

- (5) 審査庁は、本件答申1を受け、令和2年1月23日付けで、上記(3)の決定を取り消す裁決をした。

(裁決書(令和2年1月23日付け))

- (6) 処分庁は、令和2年2月7日、審査請求人に対し、本件全部開示決定の取消しに係る聴聞を行った。

(聴聞調書、報告書)

- (7) 処分庁は、令和2年3月26日付けで、審査請求人に対し、本件全部開示決定により開示することとされた行政文書(本件対象文書)のうち本件一覧表に情報公開法5条1号、2号及び6号柱書きに該当する不開示情報が含まれていることから、本件開示請求に対し、情報公開法9条1項に基づき、部分開示決定を行うことが適当であり、本件全部開示決定を取り消す必要があるとして、本件全部開示決定を取り消し(本件取消処分)、同日付けで、本件対象文書の一部を開示する旨の決定(本件一部開示決定)をした。

(取消通知書、行政文書開示決定通知書(令和2年3月26日付け))

- (8) 審査請求人は、令和2年4月2日、審査庁に対し、本件取消処分及び本件一部開示決定を不服として審査請求をした(本件審査請求)。これを受け、審査庁は、情報公開審査会に諮問したところ、情報公開審査会は、令和4年8月1日付けで、審査庁に対し、本件取消処分は、情報公開法19条1項に規定する情報公開審査会への諮問の対象外であり、情報公開審査会としては、本件取消処分についての判断は行わないとした上で、本件一

部開示決定は妥当である旨の答申（以下「本件答申2」という。）をした。

（審査請求書（令和2年4月1日付け）、令和4年度（行情）答申第167号）

（9）審査庁は、本件答申2を受け、令和4年9月26日付けで、本件審査請求のうち本件一部開示決定の取消しを求める部分を棄却する裁決をした。

（裁決書（令和4年9月26日付け））

（10）審査庁は、令和5年6月27日、当審査会に対し、本件審査請求のうち本件取消処分取消しを求める部分について、棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

令和2年1月23日付け裁決（上記2（5））は、不開示部分は情報公開法5条1号等に該当し、不開示としたことは妥当であると述べた上で、その判断は本件答申1（上記2（4））に沿ったものであると述べているが、本件答申1では不開示としたことは妥当であるとの判断は一切されておらず、上記裁決の事実認定は誤りである。本件取消処分は、誤った裁決に基づいて行われており、不当であるから、取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同じとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

本件の論点は、本件取消処分が誤った裁決（令和2年1月23日付け）に基づいた処分であるか否かであるが、本件取消処分は、当該裁決とは別個の効果の発生を目的とする独立の処分であるから、本件取消処分は、適法なものと考えられる。

上記のとおり、本件取消処分には違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求のうち本件取消処分取消しを求める部分には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和5年6月27日、審査庁から諮問を受けた。諮問に至る経緯としては、審査庁が本件審査請求を情報公開審査会に諮問したところ、情報公開審査会は、本件答申2において、本件取消処分は情報公開審査会への諮問の対象外であり、情報公開審査会としては、本件取消処分についての判断は行わ

ないと明示したことから（上記第1の2の（8））、審査庁は当審査会に諮問をしたものである。

こうした経過をたどり諮問を受けた当審査会としては、情報公開審査会、当審査会のいずれの判断も経ずに、本件審査請求に対して裁決がされることは、現行の情報公開法及び行政不服審査法の求めるところではないから、今回は調査審議をすることとし、令和5年7月6日及び同月13日の計2回、調査審議をした。

まず、本件取消処分は、情報公開法の該当条項を示して、本件全部開示決定により開示することとされた本件対象文書のうち本件一覧表に不開示情報が含まれているとした上で、本件開示請求に対し、部分開示決定を行うことが適当であるから、本件全部開示決定を取り消す必要があるとして行われたものであり、その同日付けで、本件一部開示決定がされている（上記第1の2の（7））。このように本件取消処分及び本件一部開示決定は不可分一体の関係にあるものである。

そして、これらの取消しを求める本件審査請求がされ、これを審査庁は情報公開審査会に諮問をし、情報公開審査会は本件一部開示決定は妥当である旨の本件答申2をし、審査庁は本件審査請求のうち本件一部開示決定の取消しを求める部分を棄却する旨の裁決をしている（上記第1の2の（8）及び（9））。

そうすると、本件一部開示決定が妥当であることは、情報公開法及び行政不服審査法の定める手続を経て、同法上適法に確定しているのであるから、これと異なる内容の本件全部開示決定には取り消すべき瑕疵があったということになる。

したがって、本件審査請求のうち本件取消処分の取消しを求める部分は棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

なお、本件審査請求の対象である本件取消処分及び本件一部開示決定は、上記のとおり、不可分一体の関係にあるものである。そして、その一方の本件一部開示決定に係る審査請求のあったときに諮問を受けるべき機関は情報公開審査会のほかないから、本件審査請求はその対象とする処分を区分けすることなく審議されてしかるべきものであった。現に、本件答申1では、本件審査請求の前にされた審査請求（上記第1の2の（4））の諮問を経て、本件全部開示決定を取り消す処分について答申がされている。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	三	宅	俊	光
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹